

# 第1委員会報告資料

犯罪の防止に配慮した構造，設備等に関する指針  
「防犯環境設計指針」の策定について

市 民 局

# 犯罪の防止に配慮した構造，設備等に関する指針 「防犯環境設計指針」の策定について

## 1. 防犯環境設計の考え方

防犯環境設計は，犯罪が発生する物的な環境や状況に着目した犯罪予防の手法であり，道路，公園，住宅，駐輪場等の整備等において，犯罪の抑止に配慮した環境設計により防犯性の向上を図り，犯罪の起きにくい環境を整備するもの。

### ● 基本原則

- ① 「人の目」の確保(監視性の確保) — 多くの人の目が自然に届く見通しを確保する。
- ② 犯罪企図者の接近の制御 — 犯罪を起こそうとする者が被害対象者(物)に近づきにくくする。
- ③ 領域性の強化 — 領域を明確にして部外者が侵入しにくい環境をつくる。
- ④ 対象物の強化 — 物理的に犯罪を起こそうとする者の犯行意欲を低下させる。

## 2. 国の取組み

### (1) 警察庁

#### 「安全・安心まちづくり推進要綱」の制定

- ・道路，公園等の公共施設や住居の構造，設備，配備等について，犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより，犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進する。
- ・自治体，地域住民，建築業界等と協働した犯罪防止に配慮した環境設計活動を推進する。

### (2) 国土交通省

#### 「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の制定

- ・防犯性の向上に係る企画・計画上の配慮事項等を示し，防犯性の高い良質な住宅ストックの形成を図る。

### (3) 文部科学省

#### 「学校施設整備指針(防犯計画等)」の制定

- ・防犯対策については，学校や地域の特性等を踏まえ推進する。

## 3. 防犯環境設計指針(案)の概要

### (1) 策定の主旨

福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例(平成25年福岡市条例第65号)の規定に基づき，道路等，住宅，学校等の構造，設備等について，犯罪の防止に配慮した環境設計を行うことにより，犯罪の起きにくい環境整備を推進するもの。

### (2) 指針の適用

- ・道路等，住宅，学校等の整備及び管理に当たり防犯上配慮すべき事項を示し，その取組を促すものである。
- ・指針の適用に当たっては，関係法令を遵守のうえ，犯罪の発生状況，計画上の制約，管理体制の整備状況等に配慮するものとし，全ての場合において一律に適用するものではない。
- ・この指針は，社会状況の変化，技術の進展等を踏まえ，必要に応じて見直すものとする。

### (3) 指針の構成

指針の対象は、福岡市の防犯上の重点課題を踏まえ、犯罪の起きにくい環境の整備が必要な道路等、住宅、学校等とし、その対象ごとに防犯環境設計指針を定める。

指 針 対 象	制 定 指 針
道路、公園、自動車駐車場、 自転車駐車場	犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針
住宅(共同住宅、一戸建て住宅)	犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針
幼稚園、小学校、中学校、 高等学校、児童福祉施設 等	犯罪の防止に配慮した学校等の構造、設備等に関する指針

### (4) 指針の主な内容

#### ① 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

##### ○ 道路

- ・道路構造、沿道状況、交通安全の観点等を勘案して、必要に応じ歩行者と車両を分離

##### ○ 公園

- ・植栽における樹種の選定、配置、剪定等による見通しの確保

##### ○ 自動車駐車場、自転車駐車場

- ・柵等による区分、格子又はメッシュ状の柵の設置による見通しの確保

##### ○ 共通項目

- ・照明設備による明るさの確保、必要に応じた防犯設備の設置

#### ② 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

- ・道路や周囲からの見通しが確保された玄関等の配置
- ・扉、窓等の構造(防犯性能の高い建物部品等)
- ・センサーライト等の設置(一戸建て)
- ・共用玄関、駐車場、駐輪場等における明るさの確保(共同住宅)

#### ③ 犯罪の防止に配慮した学校等の構造、設備等に関する指針

- ・柵等により区分することなど隣接建物等からの侵入防止対策
- ・来訪者を誘導する立札・看板の設置